

会 議 録

会議の名称	令和8年度 第1回 茨木市障害者施策推進分科会
開催日時	令和8年6月 24 日(水) 午後2時00分～午後3時 30 分
開催場所	茨木市役所南館8階中会議室
議 長	中西会長
出席委員	大川委員、太田委員、川島委員、小西委員、佐藤委員、 高田委員、富澤委員、福坂委員、山口委員 (五十音順)
欠席委員	清水委員 (五十音順)
事務局	澤田福祉部長、岩崎福祉部次長兼地域福祉課長、石井健康医療部副理事兼福祉指導監査課長、井上障害福祉課長、中坂発達支援課長、濱田発達支援課参事兼あけぼの学園長、中井発達支援課参事兼発達支援G長、佐原障害福祉課参事、菅野学校教育推進課参事兼支援教育G長、角谷発達支援課課長代理兼推進G長、刈込障害福祉課課長代理兼認定給付2G長、山田障害福祉課主幹兼障害相談支援G長、村上障害福祉課認定給付1G長、井本障害福祉課計画推進係長、沖田障害福祉課計画推進係員
案件	会議案件 (1)令和8年度 障害福祉関連事業等について (2)障害者計画(第5次)の取組状況等について (3)障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)の取組状況等について (4)障害者計画(第5次)の中間見直し、障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)の策定及び障害者施策推進分科会専門部会の立ち上げについて (5)その他
配布資料	(資料1)茨木市総合保健福祉審議会への諮問について (資料2)障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画での障害のとらえ方について (資料3)令和8年度 障害福祉関連事業等について (資料4)障害者計画(第5次)の取組状況等について (資料5)障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)の取組状況等について (資料6)次期計画策定に向けたスケジュール等について (資料7)「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要 (資料8)第8期障がい福祉計画成果目標に関する大阪府の基本的な考え方(案) (資料9)第4期障がい児福祉計画成果目標に関する大阪府の基本的な考え方(案) (資料10)障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に係る茨木市障害者地域自立支援協議会への意見聴取について(報告) (当日資料)障害福祉計画(第7期)の取組状況等について(令和6年度実績)の修正について

発 言 者	発 言 内 容
事務局 沖田障害福祉 課計画推進係	本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、令和8年度第1回茨木市障害者施策推進分科会を開催させていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、障害福祉課の沖田と申しま

員	す。よろしくお願いします。 それではまず、開会にあたりまして福祉部長の澤田よりごあいさつを申し上げます。
澤田福祉部長	皆さま、こんにちは。令和8年度第1回障害者施策推進分科会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 本日はお忙しい中、本分科会にご出席賜り厚くお礼を申し上げるとともに、日頃から本市の障害者施策に様々なお立場からのご支援・ご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。 さて、令和6年3月に策定しました総合保健福祉計画第3次と、分野別計画であります障害者計画第5次が今年度で計画の中間年度を迎え、また、障害福祉計画第7期及び障害児福祉計画(第3期)が最終年度を迎えます。このため、今年度は計画の中間見直し及び改定に向けた本格的な検討を実施することになります。本日は、昨年一年間の評価をご覧いただきご審議いただくとともに、今年度の今後のご予定等についてご説明させていただきます。お配りしております資料をご覧いただき、さまざまなお立場から障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画について、活発にご意見をいただければと思っております。 最後になりますが、委員の皆さまには今後とも障害者施策の推進に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが開催にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
事務局 沖田障害福祉 課計画推進係 員	本日の会議進行について、お願いが2点ございます。議題の進行上と会議録作成のため、発言前には所属とお名前をお願いいたします。 2つ目についてです。本日のそれぞれの議題で多くの意見を頂戴したいと考えておりますが、時間の制限もございますので、議題ごとに時間配分を設定させていただき、設定時間が近づきましたらチンという音でお伝えさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。 それでは、会議に入る前に会議資料等の確認をさせていただきます。本日の会議資料としまして、事前に送付させていただきました次第、資料1～10、お席に置かせていただいております配席表、当日資料1となります。お持ちでなければ、係の者がお持ちしますので挙手をお願いします。 それでは、会議に入ります前に当日資料1「障害福祉計画(第7期)の取組状況等について(令和6年度実績)の修正について」、資料1「茨木市総合保健福祉審議会への諮問について」および資料2「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画での障害のとらえ方について」ご説明を申し上げます。 まず、当日資料1「障害福祉計画(第7期)の取組状況等について(令和6年度実績)の修正について」説明させていただきます。昨年度の第1回分科会でお配りしました障害福祉計画(第7期)の取組状況の中で、就労定着支援事業の令和6年度末の利用者数について報告させていただきましたが、各年度末時点、今回で言うと令和7年3月末における利用者の60人を記載すべきところ、令和6年度中の利用者数65人で記載しておりましたので、数値を訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

	続いて、資料1「茨木市総合保健福祉審議会への諮問について」を説明させていただきます。本来であれば、年度当初に審議会にて市から審議会会長に対し諮問書を提出するところではありますが、昨年度と同様、今年度も年度当初に審議会は開催せず、それぞれの分科会で審議を進めていただくことから、今年度につきましても事前に審議会会長の諮問書を提出させていただき、各分科会の第1回目の資料として諮問書を皆さまに配布させていただくことで、市からの諮問とさせていただきます。なお、令和8年度の市から総合保健福祉審議会に対する諮問事項としましては、茨木市総合保健福祉計画(第3次)中間見直しの策定についてとなっておりますので、ご確認ください。 続いて、資料2「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画での障害のとりえ方について」ご説明をいたします。こちらは、障害者計画から抜粋したものととなります。世界保健機関で採択された基本概念である国際生活機能分類(ICF)においては、障害の医学モデルと社会モデルとを統合した総合モデルとして、生活機能、背景因子、健康状態といった要因を、双方向的な相互作用としてとらえるものです。障害者権利条約は、ICFの障害のとりえ方を踏まえたものとなっており、批准にあたり整理された現行の障害者基本法とそれに基づく国の障害者基本計画の規定や考え方に反映されています。本市における障害のとりえ方は、これらの国際的な流れと、国内法の定義・考え方に準拠したものです。今年度は、計画の見直しおよび策定年度となりますことから、改めて本市における障害の捉え方について共有させていただきました。また、資料の裏面最後には、令和7年度第2回分科会の中で話がありました、障害者の権利に関する条約と政府報告に関する統括所見について URL と QR コードを掲載させていただいておりますので、改めてご参照いただければと思います。 以上が当日資料1、資料1及び2に関しての説明、報告となります。 それでは、会議に移らせていただきます。会議の議事進行は会長が行うこととなっておりますので、中西会長よろしく申し上げます。
中西会長	皆さん、こんにちは。本日よろしく申し上げます。佛教大学の中西です。 それでは、会議を早速始めていきたいと思っております。委員の皆さまにおかれましては、障害福祉の答申のために積極的なご意見を賜りますよう、お願いいたします。 なお、本分科会の議事録は、原則公開ということになりますので、ご了解いただきますようお願いいたします。 それでは、本日の委員の出席につきまして、事務局から報告をお願いいたします。
事務局 沖田障害福祉 課計画推進係 員	本日の委員の出席状況につきまして、ご報告いたします。委員総数 11 人のうちご出席は 10 名、欠席は1名です。半数以上のご出席をいただいておりますので、当審議会会則第8条第2項により会議は成立いたしております。また、本日は6名の方が傍聴されており、そのうちオンラインで傍聴されている方が1名です。以上です。
中西会長	ありがとうございます。では、議事に移る前に会議の進め方についてお諮りしたいと思っております。それぞれの議題について事務局から説明を受けまして、その内容について順次皆さまからご意見を伺うという方向で進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

中西会長	ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。 それでは議題1令和8年度 障害福祉関連事業等について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 井本障害福祉課計画推進係長	障害福祉課の井本と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、議題1について説明させていただきます。資料3をご覧ください。 まず、「1 機構改正に伴う体制変更について」説明いたします。 令和7年度まで市町村相談支援事業、自立支援協議会、基幹相談支援センターなどを所管していました福祉総合相談課の相談2G が機構改正に伴い、令和8年度からは障害福祉課の障害相談支援 G となり、現在、障害福祉課は、計画推進係、交付管理係、認定給付1G、認定給付2G、障害相談支援 G の5係編成となっております。 続いて2つ目「障害福祉課の事業」について説明いたします。まず1つ目「障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助事業の開始」についてです。こちらは、強度行動障害や医療的ケアなど、特定のケアが必要な障害者の方の支援を行う介護職が不足している現状を踏まえ、障害者の地域生活におけるサービス提供基盤の確保や強化、それを支える事業所の持続可能性の維持・確保を目的として障害福祉サービス事業者が従業者に対して受講させる研修や試験の費用について、市が補助を行います。補助対象の研修・試験については、強度行動障害支援者養成研修、喀痰吸引等研修などの全 11 種類を対象とし、補助率は上限5万円の 75%補助となっています。 続いて、「就労選択支援の対象拡大に向けた準備」についてです。就労選択支援については、令和7年 10 月に制度が開始されましたが、令和9年4月から対象者が拡大されることに伴い、必要な方に支給決定ができるよう、国の動向に注視し、ハローワーク等関係機関と連携し準備してまいります。 就労選択支援の制度利用対象者につきましては、参考で記載させていただいておりますのでご確認をお願いします。 続きまして、「障害理解促進事業補助金の対象者を拡充」についてです。こちらは、市民活動団体や事業者等の団体が行う、障害者福祉の啓発や障害児・者との交流事業等の実施について、必要な費用助成を行っております障害理解促進事業補助金について、令和8年度から新たに障害福祉サービス等事業者を対象者に加えるものです。補助対象事業は、市内で実施される不特定多数の者を対象とする障害理解や障害者との交流に資する行事となり、補助率については、記載のとおりとなっています。 続いて、「障害者計画(第5次)の中間見直し及び障害福祉計画(第8期)の策定」です。みなさまご承知おきのこととは存じますが、今年度は現行計画の最終年度となっており、令和9年度に向けて障害者計画の中間見直し及び障害福祉計画、障害児福祉計画の改定に向けた検討を行う年となります。本分科会委員のみなさまにおかれましては、さまざまなご意見を頂戴しまして、計画の見直し、策定を行ってまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。 続いて、「日常生活用具の充実」についてです。日常生活用具について、窓口での要望や、他市町村の事例等を参考にしまして給付種目や給付基準額を拡充するもの

	です。内容については、記載のとおりです。 障害福祉課最後の項目は、「相談支援事業所開設等補助金について」です。こちらは障害児・者の相談支援体制の強化を図るため、新たに相談支援事業所を開設する場合や相談支援専門員の増員を行った場合の補助を引き続き実施します。 相談支援専門員の人数や計画相談支援利用率は増加傾向にありますが、制度の周知等を行い、相談支援専門員の増員に努めてまいります。 以上が「障害福祉課の事業について」となります。続いての「3 発達支援課の事業」については、発達支援課より説明させていただきます。
事務局 角谷発達支援課課長代理兼推進G長	発達支援課の所管の事業について、ご説明いたします。 資料3ページをご覧ください。3つの事業がございます。まずは障害福祉課と同様に、障害児通所支援事業所等が従業者に研修等を受講させる費用について、補助を行います。 次に、障害児通所支援事業所へ個別のケース等に係る助言や研修等の支援を、こども発達センター風に委託し、実施します。 さらに、障害者計画(第5次)および障害児福祉計画(第4期)について、本分科会の皆さまのさまざまなご意見を頂戴して中間見直し及び作成に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上となります。
中西会長	ありがとうございます。ただいまのご説明について、委員の皆さまからご意見、ご質問等ございましたらお受けいたしますので、お願いいたします。いかがでしょうか。
太田委員	障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助事業ですとか、障害理解促進事業補助金の対象者の拡充とか、こういった新しい取組については、事業所の立場からとても有意義なものだと感じています。ありがとうございます。 はじめに時間配分の話がありましたが、その時間配分がどのようになっているのか説明がなかったと思いますので、その点教えていただければと思います。
事務局 井本障害福祉課計画推進係長	まず、議題1につきまして10分程度を予定しております。議題2の「障害者計画(第5次)の取組状況等について」20分、議題3につきましては20分、議題4につきましては25分、その他で5分程度を予定しております。以上です。
中西会長	よろしいですか。
太田委員	はい。
中西会長	他に議題1についてのご意見あれば、どうぞ。
佐藤委員	日常生活用具のところなのですが、ここには記載されていないのですが、音声の出る体温計が廃盤の商品となっております。新しい商品も出ていますので、また体温計の商品として加えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。視覚障害者もコロナ後、やはり自分の体調等を気にしておりますので、体温計とか血圧、血圧のほうはあると思うのですが、体温計のほうは廃盤になりましたので、よろしくお願いいたします。以上です。
事務局	ありがとうございます。日常生活用具につきましては、資料記載のとおり今回対象

佐原障害福祉課参事	の品目給付基準を引き上げております。先ほど体温計が廃盤になっているという情報提供をいただきました。ありがとうございます。対象品目につきましては、他市の状況、それから利用者のニーズに耳を傾けて、引き続き検討してまいりたいと思います。情報提供ありがとうございました。
中西会長	ありがとうございました。
小西委員	質問ですが、発達支援課の事業の中の「障害児通所支援事業所への助言等の拡充」につきまして、この助言というのは風さんのほうから各事業所に助言をされると思うのですが、例えば利用者のほうから、通所支援事業の利用者さんの中には、相談支援員さんと契約できていない利用者さんがすごく多くて、事業所にこういうふうなことを言いたい、言っているけどなかなか伝わらないとか、上手く伝えられないという方が結構いらっしゃいます。そうなった時に、相談支援員さんと契約をしていたら相談支援員さんから言っていただくのが良いのかなと私達は今まで思っていたのですが、そうすると相談支援員さんと契約されていない方はどこに相談して良いものか。単発の相談支援の事業所がそういうことで動いてくれるのかというのが、最近でん虫の会で話が入りました。この資料を見て、そういうことで困っている利用者は、直接風さんのほうに相談しに行っても良いものかどうかとか、教えていただければと思います。
事務局 角谷発達支援課課長代理兼推進G長	本事業につきましては、基本的に支援に対する助言ということを想定しております。風さんがさまざまな発達支援に対する知見をお持ちですので、そのノウハウを事業所でお伝えすることで、事業所で支援にお困りのことについて解消する、そうすることによって利用者様の支援の質の向上を図ることを目的としておりますので、事業所さんと利用者様をつなぐという役割に関しては、この事業の趣旨とはそぐわないものと考えております。
中西会長	この案件に関してよろしいですか。ありがとうございます。 続きまして、議題2「障害者計画(第5次)の取組状況等について」事務局からご説明をお願いします。
事務局 井本障害福祉課計画推進係長	障害福祉課の井本です。引き続きよろしくお願いいたします。 議題2について、令和7年度の取組状況・評価について説明いたします。資料4の3ページをご覧ください。1番下の枠囲みの部分になります。【基本目標1】の評価につきましては、引き続き障害者を支えるボランティア等の担い手の人材育成や障害理解の促進に向けた交流の場を持つことができた一方で、支援に向けた多機関での連携につきましてはまだまだ工夫の余地があると評価しております。評価はAとなっております。 続いて10ページをご覧ください。【基本目標2】の評価につきましては、地域生活支援拠点等事業の取組として、事業所向けマニュアル等を作成し、人材育成のための研修会を開催し、障害福祉サービス等の質の向上に務めました。 また、計画相談については、本市の補助制度の効果もあり利用率は向上しているものの、依然として低い水準であることから、引き続きサービスの充実強化を図るため、支援体制の強化に取り組む必要があります。評価はBとなっております。 14ページをご覧ください。【基本目標3】の評価につきましては、就労・文化芸術・ス

	ポーツに関して様々な取組を行うことができたが、就労継続支援B型事業所における工賃が依然として低い水準にあることや引き続き文化芸術・スポーツ活動等を通じ、社会参加充実に向け取り組んでいく必要があります。評価はBとなっております。 16 ページをご覧ください。【基本目標4】の評価につきましては、障害理解や権利擁護等に関する啓発や研修を実施し障害理解等の促進に努めました。引き続き、より効果的な啓発手法等を検討しながら、障害理解等の促進に向けた取組を継続してまいります。評価はBとなっております。 20 ページをご覧ください。【基本目標5】の評価につきましては、多様なコミュニケーションニーズに対応するための環境整備や人材育成を行ったり、スマホ講座を開催しデジタルデバイドの解消に向けた取組などを行いました。防災関連施策につきましては、個別避難計画や避難所等に関する取組を進めておりますが、引き続き取組を進める必要があります。評価はBとなっております。 23 ページをご覧ください。【基本目標6】の評価につきましては、日帰りショートステイの報酬改定を行ったほか、移動支援の報酬改定に向けた検討を行いました。また、地域ニーズを踏まえて研修や集団指導等を通して障害福祉サービス事業所の運営や人材育成を行いました。評価はBとなっております。 議題2についての説明は以上となります。
中西会長	障害者計画(第5次)の取組状況について、主な基本目標に対する評価、AとかBという形で報告いただいたのですが、委員の皆さまからご質問あるいはご意見がありましたらお願いしたいと思います。
山口委員	2点ございまして、まず、資料4の4ページの移動支援従業者養成研修の実施によって、修了者が全身性2人、知的4人、精神1人ということで書かれてあり、修了者はこの人数だと思うのですが、実際これに従事した方は把握されているのかお聞きしたいです。というのも、現在、相談支援をやっている中でも、土日祝日のガイドヘルパーさんの確保が非常に難しく、探してと言われると気が滅入ってしまうような状況でもありますので、是非この移動支援従事者のヘルパーさんがどんどん増えていって、従事していったほしいなと考えているところです。 もう1点、10ページの「④小・中学校における合理的配慮の充実」というところで、【合理的配慮指導員への相談】が 42 件とありますが、どのような相談があったのかお聞きできたらと思います。以上です。
事務局 村上障害福祉 課認定給付1G 長	1点目のご質問でございました移動支援の従業者養成研修受講後、従事しているかというところですが、実際どこでその後活躍されているかというところまでは把握ができていないというのが現状でございます。また、研修の後にはぜひ茨木市でお力添えをという形ではアナウンスはさせていただいているというところに留まっています。以上です。

事務局 菅野学校教育 推進課参事兼 支援教育G長	2点目の合理的配慮指導員による指導内容ですが、学校の教職員に対して指導員のほうから個別にこの子にはこのような指導方法が適していますとか、この子にはこういった支援グッズが合うと思いますというふうな、個別具体的な支援の方法を教職員に助言していただくという形で動かれております。
中西会長	他にご意見とかございますでしょうか。
小西委員	お伺いしたいのが9ページの施策、「学校教育・社会教育の充実」に関することで「②障害のある児童・生徒に対する小・中学校教育の充実」の点ですが、この中で「通級指導教室の指導内容・方法の充実を図った」とあります。私が知っている知識で申し訳ないのですが、まず通級指導教室というのは国が定めているところによると、年間を通じて随時入級ができるものと設定されていると思うのですが、茨木市は一昨年までは7月と11月を区切りにして、来年度から通級指導教室は入れる区切りは7月と11月ですよという形にされていたと思います。それが去年は7月に申請しないと来年通級指導教室に入れませんよという体制に変わったと認識をしています。他市と比較するのは申し訳ないのですが、例えば隣の吹田市だと、通級指導教室に関しては毎月・毎月自由に入級できるようになっています。支援学級よりも通級指導教室というのは利用する児童・生徒がグレーな発達の方が多いので、フレキシブルに対応していただけたらというのが1点と、7月の時点で来年通級指導教室に入るかどうかというのを判断しなければいけないというのは、かなり厳しいスケジュールだと個人的には思っています。4月に進級して、5月のゴールデンウィーク中だらけてしまって、6月、7月でちょっとまだ来年この子はどうなるのだろうと考えるには、かなり時間がタイトだと思います。せめて11月という今までの締め切りがあれば、秋口のイベントとか全て終了した上で、やっぱり来年はそのまま通級じゃなく支援級にしようとか、いや来年からは通級に行けるのではないかという判断が、親のほうも教職員の方々もつくのではないかと思うので、吹田のように毎月とは言わないですが、できたら前のように11月も、もしくは7月締めをなくして11月締めという形にできないものかと希望しています。 もう1件、今年の新聞だったと思うのですが、通級指導教室での、今までは通級指導教室は自立活動のみ指導ができるというような教室だったかと思うのですが、通級指導教室でも学習のサポートができると変わったと認識をしております。茨木市では、それはまだなされていないという情報が、これは保護者さんのほうから、特に今までと変わっていないよ、自立活動のみだよと言われている保護者さんが若干いらっしゃったので、実際のところはどうなのかというのを伺いできればと思います。以上です。
中西会長	ありがとうございました。お願いします。
事務局 菅野学校教育 推進課参事兼 支援教育G長	1点目の通級指導教室への入級の時期ですが、先ほどおっしゃられた期日というのは、通級指導教室の設置について府へ申請する段階での期日になっております。現在におきましては、特別の教育課程を編成するということで、各学校で先生方がアセスメント、実態把握を進めていただいて、この子には本当に学びの場として通級指導教室が必要だということで判断をされた場合は、すぐに申請を出していただいて、

	なるべく早い段階、だいたい翌月の1日くらいから指導を開始できるように変わってきております。これも国の施策で、通級指導教室の教員が定数配置ということに変わったこともありまして、より子ども達に学びが届くようにということで改正が進められております。 続きまして2点目、通級指導教室が自立活動だけなのかというご質問ですが、今の制度では自立活動が中心ということで進めております。補充の教科をしてほしいという声も保護者から聞くのですが、今の制度上では自立活動がメインとなっております。ただ、現在、次期学習指導要領の改訂に向けて、国でワーキンググループが動いているところですが、その最新情報でいきますと、特に必要がある場合は特例的な措置として教科のことを少し取り扱うこともできるということで話が進んでいるということで把握しております。今後の国の動向も注目しながら研究を進めていきたいと思っております。
中西会長	よろしいですか。ありがとうございます。
大川委員	16 ページの「障害理解教育の推進」の「①学校等における障害理解教育・学習活動の充実」というところで、福祉教育を進めておられると思うのですが、いつも疑問と言うかどうしていけば良いのか私自身が思っていることなのですが、うちの子も含めて、知的に重度の障害のあるお子さんとか障害者の方とかへの理解が、なかなかやっぱり進んでいないと思います。福祉教育と言うと、車椅子に乗っておられる方とか杖をついておられる方とか、何か目に見えてわかるとか、ご自身で思いを伝えることができる方が中心で、知的障害をお持ちの方が自分のことをお話しするというのは難しいとは思いますが、社会に出た時に知的障害の方にも理解を深められるような、学校現場で何か対策とか学習を指導されているとかいうことがありましたら、教えていただきたいです。また、もし今そうでなければ、今後そういったことも気にかけていただけたらなと思っております。以上です。
中西会長	ありがとうございます。
事務局 菅野学校教育 推進課参事兼 支援教育G長	車椅子ユーザーの肢体不自由の児童・生徒や、視力が弱視の児童・生徒については、見える形の障害ということで、座学でも教えることが比較的できるところですが、知的障害のある児童・生徒につきましては、座学で勉強するというよりも普段の生活の中で一緒に生活をして一緒に勉強をするという場が大切であると考えています。ですので、支援学級の知的障害学級種別の子ども達も、一日中支援学級で勉強しているわけではなく、通常の学級のクラスの友達と一緒に、特に総合ですとか学活ですとか、自分の表現したいことを自由に表現できるような授業を中心に参加して、仲間とともに成長していくという形で進めています。周りの友達・仲間も、この子はどういうところがある、こういうところで一緒に笑って楽しく過ごせるんだ、という実感を持ちながら成長してくれているものと考えています。
中西会長	大川委員、よろしいですか。小西委員、どうぞ。
小西委員	今の質問に関して、私が知っていることをお伝えできればと思います。うちの子は、上が重度、下が軽度、ダウン症と自閉症の子どもなのですが、小学校1年生の時に入学して1学期の段階で小学校の先生から時間を取るからお母さんから同じ学年の子

	全体の前で話をしてもらえないか、と言われました。原稿を作ってそれを小学校の先生と、この言い回しは小学校1年生には難しいかなとか、ここの部分は削ったほうが良いかなとか、あと写真も一緒に用いて、実際には例えばうるさい時には嫌マークを付けます、それはこういうものですとか、そういうのを写真とか私の口から説明をすることを2人ともしました。そしたら、たまたま相性も良かったのだと思うのですが、とても平和な小学校生活を送っておりまして、上の子は同級生のお母さんから、うちの子が最初に接することができた障害児が小西さんのお子さんで良かったと言っただけしています。 ただ、このやり方は障害児のお母さんには結構しんどいと感じられる方も多く、学校としてはお母さんが読んでも良いし、もしくは手紙を書いていただいて先生が読んでも良い形を取っているようです。全部の学校がされているかどうかかわからないのですが、他の学校でもされているところはあるようで、今年度別の小学校の方から、どういことを話したら良いかわからない、どんなふうに行ったのか、他の学校のことを知りたいという問い合わせがあり、私の時に使った原稿をお渡ししたり、こんなことやりましたよとお伝えすることができました。障害者のお母さんは堂々と喋るのが苦手な方も多いので、私が喋った内容はビデオに撮って共有しますと言っていたので、そういう人がいるのであれば、他の学校のお母さんにも他の学校ではこういうふうに喋りましたよという具体例を見せて示していただけたら、そのお母さんも勇気を出して喋ろうと思えると思います。周りで聞いて、大半の方が手紙を読んでもらって済ませている方が多くて、私みたいに堂々と喋ったという人は結構少ないので、もし可能であれば共有しても良いよという方のそういう情報とか学校のほうから具体例として出していただければと思います。
大川委員	私も子どもが成人間際になって学校に話をしに行ったりとか、皆の前で話をしたりとか、地域に通っていたので私も一緒に登校に付き添って、心ないことを言われることに丁寧に説明をしていったことを踏まえて、知的障害を持っている子どものクラスとか学年は、そういう親の働きかけとかがあって理解は進んでいると思うのですが、そういったお子様がいない学年とか学校にも理解を得ていくのは難しいことだと思うので、今後広げていっていただけたらと思っております。
中西会長	では、事務局お願いします。
事務局 菅野学校教育 推進課参事兼 支援教育G長	ありがとうございます。まず、前半の支援級の子達のこと、保護者の方に話をさせていただけるという、すごい好事例の具体例の紹介をありがとうございました。是非共有していけるよう、支援学級担任の研修会も今後ありますので、そういったところで話ができたらと思います。ありがとうございます。 2点目の障害のある子がいない学校とか周りにいないクラスという話なのですが、どの学校も年間の人権教育支援教育のカリキュラムの中で、障害理解学習を組んでおります。また、市内 46 校のうちほとんどの学校で支援学級も設置されている状況でありますので、子ども達は友達・仲間の中で障害のある子がいるというのは肌で感じ取ってくれていると思います。そのあたりも教員が丁寧に授業を組み立てていくということで、今後も支援教育コーディネーター連絡会等、さまざまなところで直接教職員に話ができる場所がありますので、発信していきたいと思っています。ありがとうご

	ざいます。
中西会長	ありがとうございました。
太田委員	少し時間が短すぎると思います。これでは皆発言できませんから、手短かに言っていきます。 1ページの②番ボランティア、予定内容のところですが、手話と点字については入っていきまして、これは確かに重要なのですが、色々な障害の方、知的障害とかその他の障害者へのボランティアについての記述がないので、今後検討をお願いしたいと思っています。 次に、2ページの④持続可能なネットワークのところ、地域活動支援センターの再編の検討が出てきています。これについて、具体的にどこまで議論されているかわからないですけど、聞ければと思います。意見もありますが、また時間があれば。 次に、4ページの「地域での自立した生活への支援」の②、ここの令和8年度実施予定内容が、(にも会議)を継続してということで、これは精神中心の重要な会議ですが、地域移行に関しては精神の移行だけではなくて入所施設からの移行、特に知的障害の人の入所施設での人数が一番多いということもありますので、そのあたり特に知的障害の地域移行についても追加をお願いしたいと思っています。 次に、5ページの③住まいの確保、実施予定内容を見ましたが、グループホームのことは触れているのですが、住まいというところではグループホームだけではなくて、障害のある人が独り暮らしをすることについても想定をして入れてもらいたいと思います。茨木市には、重度身体障害者等住宅改造助成という助成金があります。これは身体障害の人が一人暮らしとかをした時には住宅改修とかに使えるものですが、重度の知的障害、療育手帳Aの人でも対象に要綱上入っているのですが、実質使えないということで、重度知的の人が自立生活する時には色々な住宅の改修が必要になります。重度の知的障害の人、知的障害の人でも対象にしてもらいたいと思います。 次に、7ページの上の①医療的ケアや強度行動障害に対する支援で、強度行動障害の実態調査を行うとありますが、実態調査を行う時には重度訪問介護が強度行動障害の人が使える制度になっています。しかし、これがほとんど知られていない状況ですので、是非、重度訪問介護という制度があることをしっかりとこの実態調査に併せてお伝えしてほしいと思いますし、そういった意向も聞いていただきたいと思います。 次に、13 ページの⑧、重度訪問介護利用者の大学就学支援事業については前回は意見を言わせてもらいました。今後検討を行うということで前向きに考えていただいているものと思いますが、急いで進めていただきたいと思います。すみません、時間がない中で。以上です。
中西会長	ありがとうございました。
事務局 佐原障害福祉 課参事	さまざまな分野にわたってたくさんのご意見を頂戴し、ありがとうございます。資料の記載は令和8年度の実施予定とさせていただきます。これから事業を推進していく上で、非常に貴重なご意見をいただいたと考えております。いただいたご意見を踏まえまして、これから事業を進める上での重要な参考情報とさせていただきます。

	と思います。 時間の関係もごございますので、一括してこのようなお答えになることをお許しください。ありがとうございます。
中西会長	ありがとうございました。ではよろしいですかね、第3議題のほうにいてよろしいですかね。 では、次に第3議題「障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)の取組状況等について」事務局からご説明をお願いしたいと思います。
事務局 井本障害福祉 課計画推進係 長	障害福祉課の井本です。議題3について説明いたします。資料5をご覧ください。説明に入ります前に、2点資料の修正がございます。14 ページをご覧ください。 上の表の一番上の「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用」の令和7年度実績値について「63 人」となっておりますが、正しくは「54 人」となります。また、下の現状分析の欄につきまして、5つ目の段落「地域の相談支援事業所に対する訪問等による～」最後の段落までが削除となります。大変申し訳ありませんでした。 お詫び申し上げるとともに、資料の修正をお願いいたします。それでは、説明に入ります。 障害福祉計画では、それぞれの取組につきまして成果目標と活動目標を掲げており、1ページから7ページまでが成果目標、8ページ以降に障害福祉サービス等の活動指標を掲げております。時間の関係上、特徴的な部分を抜粋して説明させていただきます。 また、資料中に「未集計」と記載のある項目につきましては、現時点で把握できない項目となっておりますので、次回以降の分科会で報告させていただきますのでご了承ください。 それでは、2ページをご覧ください。「3 地域生活支援の充実」の「地域生活支援拠点等の機能の充実」については、地域生活支援拠点等に関する会議を令和7年度は3回行い、その内容について自立支援協議会と共有を図りました。本事業に協力いただける障害福祉サービス事業所について、所定の手続きの登録を行うことで、通常のサービス報酬に加え、加算を算定できるよう整備しましたが、現在、登録事業所はない状況となっており、登録事業所を増やすため、引き続き関係機関への周知に努める必要があります。 続きまして、5ページをご覧ください。「就労支援のネットワーク強化」については、自立支援協議会の就労支援部会や、かしの木園による市内事業者に対する障害者雇用の促進に関する取組を実施しました。 続きまして、6ページをご覧ください。「6 計画相談支援体制の充実」について、計画相談支援の利用率向上については、本市の重要な課題と位置づけており、独自補助制度の効果もあり順調に伸びております。今後も引き続き目標達成に向け取組を進めてまいります。 続きまして、8ページ以降の活動指標についての説明です。 9ページをご覧ください。「2 短期入所」については、当初の見込量と比較すると実績値は低い傾向にありますが、月平均利用者数は同水準、月平均利用日数(泊数)の総数としては増加しています。

	地域生活支援拠点等の整備により、今後もサービス利用状況の増加が見込まれるものと考えております。 続きまして、10 ページ、11 ページをご覧ください。「3 日中活動系サービス」につきましては、各サービスともおおむね見込み量を上回る実績となっています。中でも就労継続支援B型の増加率が高くなっており、定員数に就労継続支援B型の標準支給量である23日を超えた値が月平均利用日数の総数を大きく上回っている状況であり、サービスの質の確保や適正なサービス提供基盤の整備が課題となっています。 同じく11ページの「4 居住系サービス」については、共同生活援助について、定員数が月平均利用者数を上回っており社会基盤の整備は一定必要水準を達成していると言える一方で医療的ケアや強度行動障害等の重度障害者の受入れについては依然として課題と考えられます。 続きまして、12 ページをご覧ください。「6 相談支援」については、昨年度と比較し、計画相談利用率が全体として3.7ポイント伸びており、地域移行支援につきましては令和7年度については1件の実績がありました。 続きまして、17 ページをご覧ください。「8 移動支援」については、サービスの利用人数、時間とともに増加傾向であり、今後も外出や社会参加ニーズが高まっている様子が見えことから、引き続きガイドヘルパーの養成を進める必要があるものと考えております。 続きまして、18 ページをご覧ください。「9 地域活動支援センター」について、Ⅱ型につきましては見込み量と同水準で推移しておりますが、一方で、Ⅰ型とⅢ型につきましては、見込み量を下回っています。 なお、Ⅲ型については令和7年度末にこれまで実施してきた委託事業者による事業が終了となっており、Ⅰ型についても令和9年度末で現行の委託事業者による事業が終了する予定となっていることから、本分科会において地域活動支援センターの再編等に関して検討する予定としております。 以上が障害福祉課からの説明となります。続きまして、障害児福祉計画については発達支援課から説明させていただきます。
事務局 角谷発達支援課課長代理兼推進G長	障害児福祉計画の取組状況について、ご説明いたします。 資料は19ページからになっております。障害児福祉計画も同様に、成果目標と活動指標から構成されております。19ページ成果目標につきましては、全ての項目で目標値を満たしております。主に重症心身障害児を支援する事業所につきましては、今後も府のニーズ確認制度等を活用し、提供体制の維持・拡大に努めてまいります。 次に、活動指標についてです。資料の21ページをご覧ください。障害児通所支援につきましては、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の申請者数の増加に伴い、利用者数は増加しています。また、障害児相談支援については、前年度と比較しまして利用者数は増加していますが相談支援専門員の不足等により見込み量には達していない状況です。 次に、22ページをご覧ください。発達障害児等に対する支援に関しましては、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの受講者数は前年度よりも増加しており、参加者からは子育てにおける不安を軽減できたとの評価をいただいております。

	最後に、通学支援につきましては、保護者の傷病等に対応する臨時的なサービスではありますが、利用者数・利用時間ともに前年度よりも増加しております。以上です。
事務局 井上障害福祉 課長	少し説明を補足させていただきます。 18 ページ「9 地域活動支援センター」の説明があったかと思いますが、太田委員からのご質問に関連している部分でもございますし、先ほどご回答ができなかったことも踏まえまして、少し補足説明させていただきます。 ご覧のとおり、地域活動支援センターにつきましてはサービスの提供体制基盤が大きく変化をしている状況です。今期の障害福祉計画の中では、想定していなかったような状況が生まれてきておりまして、Ⅲ型は昨年度7年度末で1箇所あったものがなくなっている状態です。Ⅲ型の利用者の方についてはごく少ない利用者の方だったのですが、こちらは他の社会資源への調整をさせていただいたということと、Ⅰ型は長年にわたって地域の活動の場として支えていただいていたのですが、法人から終了の申し出があったことで、現在利用者への説明会を実施し、各事業者への影響調査等を進めている状況です。Ⅱ型につきましては、かねてから新たな利用者が殆ど増えないという状況が継続していることも踏まえまして、その他のところで触れさせていただくハートフル、指定管理施設の見直しということでハートフルの今後の事業のあり方を考えていく、ご意見を頂戴する専門部会の中でもⅡ型の今後の事業のあり方を検討してまいりたいと考えております。地域活動支援センターにつきましては、就労継続支援B型や生活介護など、決まったところに決まった時間に定期的に通うことが難しい方のセーフティネットとして機能させるというのが茨木市の考え方でございますので、ハートフルの検討というところとⅠ型についてどのような形で事業を考えていくのかも今後何らかの形で周知をしていくという考えです。
中西会長	補足説明ありがとうございます。そうしましたら、委員の皆さまのほうからのご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。
太田委員	1ページの福祉施設の地域移行のところで、評価のところを見て、毎回言っていますが、なかなか減らないし削減できない状況が続いています。色々な取組が必須だと思いますが、やはり地域における受け皿としてのサービス等の資源整備、資料では「だけでなく」と書いていますが、受け皿がないということが一番大きな問題だと思いますので、そのあたりは再度踏まえておいていただきたいと思います。 次に3ページ、強度行動障害を有する者に対する支援体制につきましては先ほども少し言いましたが、今後実態調査をするにあたっては、重度訪問介護が強度行動障害の方へのサービスとしてはとても有効であり重要なものになっていますので、その周知も含めて行っていただきたいと思います。 次に8ページ、訪問系サービスが微減となっていますが、特に重度訪問介護が大きく下がっています。これまで重度訪問介護の利用者数や時間数が下がるということではなかったのではないかと思います。これがいきなり大幅に上がるというのは難しいとしても、少しずつでも増やしていくということを意識してもらいたいと思います。私の所属している「ぽぽんがぽん」では、重度知的障害者の自立生活に長く取り組んでいまして、なかなか取り組む人員不足もあったり、取り組むところが少ないのですが、今後も取り組んでいきたいと思っていますので、そういったところは大事にしてもら

	いたいと思います。 あと、地域活動支援センターについて井上課長から説明がありましたが、これについてはまた今後できれば総量規制のこととかも関係してくると思います。例えば就労継続支援B型のいわゆる居場所型についても、利用している方が、今後B型が減っていく中で行き場がなくなってしまうことが起こり得るということも考えられるとしたら、それをこの地域活動支援センターで受け皿として残していく必要が出てくる。そういったところも、できれば事業所連絡会とも今後意見交換、情報交換をしていただければと思います。 もう一つ、今後またハートフルのこととか色々検討ということでしたが、ここにあがっていますその他の事業、訪問入浴サービス事業についてはとても重要な事業だと思いますので、しっかりと継続をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。以上です。
中西会長	ありがとうございます。ご指摘というかご意見いただいたと思うのですが、事務局から何かいただけますでしょうか。
事務局 井上障害福祉課長	まず、地域生活移行の部分に関しましては、こちらに記載させていただいているとおり社会資源の整備の問題と、利用者やそのご家族のニーズ、そのいずれも気にしているという状況でございまして、太田委員ご指摘のとおり社会資源の整備も引き続き重要であると認識しております。 強度行動障害に関する調査ですが、現在のところまだ調査の対象や方法等を検討しているところでございます。こちらについては、引き続き調査の内容等を検討してまいりたいと思います。 あと、訪問系サービス、重度訪問介護についてご指摘がございました。元々使われている利用者の方が少ないということもございまして、お一人お二人の変動が大きく数字に響いてくるサービスでございます。一方で、行動援護はかなり伸びているという状況で、いわゆる訪問系の基本である居宅介護のところから私ども支給決定の現場といたしましても、あくまでもご本人のニーズに沿った形で進めさせていただいている。昨今は、特に強度行動障害の方に対する援護、例えば移動支援を使われていた方が行動援護に移っていくという方が多いのですが、行動特性に応じた適切なサービスを使っていただくということで、ご希望に合わせて取組をしているところです。一方で重度訪問介護につきましても、私どもも居宅介護を使われている方から色々なご相談を受ける中で、特に重度訪問介護を使いたいというご希望に対して支給決定をしないということは全くなく、ご本人の必要とされているケア、あるいはホームヘルパーさんの人材不足のご指摘もありましたが、色々な兼ね合いの中で重度訪問介護を新たに実際に希望される方がここ1年2年の間ではなかったということが実情です。当然、ニーズがあり必要であれば支給決定としては適切に対応していきます。 地域活動支援センターのご質問がございました。こちらにつきましても、総量規制の問題というのがまだはっきり決まっているものではございませんので、地域の方のご意見等も踏まえて今後検討してまいりたいと思います。 訪問入浴に関しましても、ご指摘のとおり、こちらに必要な方にとって非常に重要なサービスと認識をいたしておりますので、必要に方については引き続き対応してまい

	りたいと考えています。以上です。
中西会長	ありがとうございます。ちょっと時間配分が短かったのですが、どうでしょう。
高田委員	私達も色々と活動している中で、障害を持っておられる方になかなか出会うことが少ないのですが、放課後の教室とか、B型の就労支援は小さいところがポツポツと出てきて、私達の目に入るようになってきました。先ほど、B型施設が増えていると話をされていたので、地域に住んでいる人達からすると、B型の人達もお仕事に行っているところ、色々なところが増えてきた、目にするようになってきたと感じています。
中西会長	議題3についてよろしいですか。 それでは、次の議題にいきたいと思います。議題4「障害者計画(第5次)の中間見直し、障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)の策定及び障害者施策推進分科会専門部会の立ち上げについて」をお願いします。
事務局 井本障害福祉 課計画推進係 長	障害福祉課の井本です。議題4に関して資料6～10について説明いたします。 まずは資料6をご覧ください。「次期計画策定に向けたスケジュール等について」です。こちらは、昨年度の第2回分科会にてお示しさせていただいた資料に少し手を加えたものとなっております。前回資料からの変更点について説明いたします。 資料6の裏面「③検討会議メンバーについて」をご覧ください。 昨年度の第2回分科会にて本分科会専門部会(市立施設のあり方に関する検討会)の立ち上げについて、ご報告させていただきましたが、参加メンバーについては、次回分科会で提示することとさせていただいておりました。このたび、中西会長と調整をさせていただきまして、さまざまなお立場からご意見を頂戴できるよう、資料記載の5名の委員の方々、中西会長、富澤委員、山口委員、佐藤委員、大川委員に御内諾をいただき、本分科会専門部会のメンバーとしてご参加いただくことになりましたので報告させていただきます。 今後、全2回の専門部会を実施し、「かしの木園」と「ハートフル」における施設の今後の方針等についてご審議いただきます。その内容については、第4回分科会で報告予定としておりますのでよろしくお願いいたします。 続いて、「3 令和8年度の日程について」をご覧ください。こちらについては、会議の開催場所について更新しておりますのでご確認ください。 また、改めてになりますが、今年度の計画策定までの全体の流れについて簡単に説明いたします。 第2回分科会では、現計画の振り返り部分と大阪府の基本的な考え方で示された項目を記載した計画書骨子案の提示を予定しております。 第3回分科会では成果目標、活動指標の内容を記載した計画書素案の提示と自立支援協議からの答申についての報告を予定しております。 第4回分科会では専門部会の報告と計画書案について最終のご審議をいただく予定としております。それらを経まして、年明けにパブリックコメントを実施し、3月末には全体の審議会に諮った後、計画書として取りまとめていく流れとなります。 以上が資料6についての説明になります。続いて、資料7について、説明いたします。 資料7については、昨年度の第2回分科会でも提示いたしましたが、「障害福祉計

	画」及び「障害児福祉計画」の策定に関する国の基本指針が、3月末日に確定しましたので改めて資料として掲載させていただいております。3ページに成果目標、4ページに活動指標について記載しております。 成果目標については、この後の「大阪府の基本的な考え方(案)」でも触れさせてもらいますので説明は割愛させていただきます。 4ページの「5 活動指標」をご覧ください。詳細については、今後示される「大阪府の基本的な考え方」の内容によりますが、新たな活動指標として、「施設における居室の個室化等の取組状況」、「意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数」、「心のサポーター養成研修実施回数」、「精神障害者の短期入所の利用者数」等が盛り込まれる予定となっております。 以上が資料7についての説明になります。続いて、資料8について、説明いたします。 こちらは、現時点で大阪府より示されている成果目標に関する大阪府の基本的な考え方(案)になります。6月中には最終版の考え方が示される予定となっておりますが、この(案)から大きく内容が変わるものではないと考えております。 それでは新たな項目を中心に説明させていただきます。6ページをご覧ください。「心のサポーター数」について、大阪府は「令和 11 年度の心のサポーター数を 37,191 人以上とする。」と目標設定する予定とし、各市町村は、この目標値を将来推計人口で按分した数値を下限に目標値設定するよう示される予定です。 続いて、その下「住民のこころの状態(K6)」について、「K6という尺度等を活用し、住民の心理的ストレスなど、こころの状態を把握する。」といった目標値設定が示される予定です。 続いて、9ページをご覧ください。「自立支援協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所の設置」について、「協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置する。」とした目標値設定が示される予定となっており、また、「就労選択支援事業の利用者数」については、大阪府は「令和 11 年度の就労選択支援の利用者数を 8,530 人以上とする。」と目標設定する予定としており、各市町村においては、この目標値を就労移行支援及び就労継続支援の利用状況により按分した数値を下限に目標値設定するよう示される予定です。 続いて、11 ページをご覧ください。「のぞまないセルフプラン」についてです。のぞまないセルフプランとは、「身近な地域に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者がない場合に作成されるセルフプラン」を指し、その件数をゼロにすることを基本に市町村へ働きかけるとされており、これらの目標値設定が示される予定です。 以上が障害福祉課からの説明となります。続きまして資料9について発達支援課から説明させていただきます。
事務局 角谷発達支援 課課長代理兼 推進G長	資料9は、障害児福祉計画に関しまして同様に大阪府の基本的な考え方が現時点で示されたものになります。 市の計画に関係するもので新たに示されたものとしましては、1ページ「1. 重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進」

	において、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能の確保や、インクルージョン推進のための協議の場が示されております。 また、4ページ、「6. 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保」において、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図りつつ、地域における多様な障害児およびその家族への支援の必要性が示されております。今後国の動向等を踏まえ、検討を進めてまいりますので、ご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。
事務局 井本障害福祉課計画推進係長	障害福祉課の井本です。最後に資料 10 について説明いたします。 障害者総合支援法及び児童福祉法では、「計画の策定において自立支援協議会の意見を聞くように努めなければならない」と規定されておりますことから、令和8年7月に開催予定の自立支援協議会全体会で、市から自立支援協議会に対しまして、本計画の策定に関する諮問を行う予定としていることを報告させていただきます。 意見聴取を行う事項としましては、計画相談支援及び障害児相談支援の利用率向上など、相談支援体制に関することや意見申出制度を活用した適正なサービス提供基盤の整備について焦点化して諮問を行う予定としております。 この自立支援協議会から市に対する答申の内容につきましては、10 月開催予定の第3回分科会で報告させていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。 障害福祉課から資料の説明は以上となります。
中西会長	ありがとうございました。そうしましたら、資料のご説明があったと思いますので、委員の皆さまからご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。
太田委員	もうちょっとわかりやすく説明してもらえたらと思います。意見聴取事項、その内容を少しわかりやすく説明してもらえたらと思います。
事務局 佐原障害福祉課参事	意見聴取事項は大きく2つとなっております。まず、サービス提供基盤の適正な整備について、先ほど委員からも就Bを近頃まちなかでたくさん見かけるようになったというご意見をいただきました。国では、充足しているサービスについては、総量規制という手法を用いて、そのサービスのあり方の適性化に努めるよう要請されております。今予定しておりますのは、就労継続支援B型、それからグループホームについての今後のサービス提供基盤のあり方についてのご意見をいただきたいと考えております。 それから、相談支援体制の再編につきましては、現在相談支援事業所にヒアリングをさせていただいております。のぞまないセルフプランをゼロにするという新たな目標が設定されるということもありまして、茨木市の計画相談の利用率はまだまだ上げていけないといけない状況にあります。そこで人的リソースを委託相談と計画相談の間で今後3年間どのように配分していくのが良いのかということをテーマとして、皆さまに意見をいただきたいと考えております。現時点で市がどのようにしたいというようなことは、皆さまの意見を踏まえて検討して、第3回分科会でその議論の状況を踏まえてお示しをさせていただきたいと考えております。以上です。
事務局 角谷発達支援	先ほどご説明がありましたサービス提供の基盤につきましては、児童の放課後等デイサービスと児童発達支援の2つの事業につきましてもかなり伸びておりますの

課課長代理兼 推進G長	で、総量規制についてご意見を賜りたいと思います。以上です。
中西会長	ありがとうございます。太田委員、良いですか。
太田委員	はい。
中西会長	他の委員からご質問とかご意見とかありますでしょうか。
富澤委員	時間の関係もあって、なかなか途中で発言できなかったのですが、逆に、各計画の進捗状況に対して、委員の皆さまからの各項目についてのご質問を聞か中で、非常に私自身は今日の議論について危機感を持って聞かせていただきました。 例えば、重度障害者の話題が繰り返し述べられているかと思います。その中で細かい話までいくと時間がなくなるので避けますが、例えばどのサービスを使っているのか、そしてそのサービスの利用が今減少しているというところで考えた時に、先ほど少しその話題の中でニーズがないからという話が出たと思うのですが、一方で別の議論の中で地域移行の課題ということも提起されていて、地域移行を進めれば逆に重度の方をそういったサービスで展開して受け入れることはできるはずであって、果たしてニーズがないと言い切ってしまうことはかなり危険なのではないかと思いました。 また、先ほどの総量規制の話ですが、これはやはり事業者の都合でこういうことになってきたという状況がかなり大きいのではないかと思います。つまり、それで利用者の方にとって、また障害者の方にとっては、目の前にある手取り早いサービスがそれという状況があって、本来それは選びたいサービスとして選んでいるものなのかということについて、話を聞きながら疑問に感じました。当然、窓口で何か相談に来た方に制限をかけているということは決してないということですが、しかし、今こういうサービスしかありませんと見せてしまう、見えてしまう、それこそ先ほど高田委員さんの話の中でも、やっぱり一般の方から見た時にこういうものが増えている、こういうものが福祉だというところが見えてしまっているものが、果たしてそれが障害者の方が望んでいる福祉なのか。特に、このB型を取り巻く状況を考えた時に、当然、今日繰り返し事務局から質のことについての話もされていて、当然それに力を入れていただくというのは当然のことだし、やっていただかないといけないことなので、是非進めたいと思いました。 私自身はこの後、分科会の専門部会の委員もさせていただきますので、分科会の委員になっていない委員の方々も今日発言いただいた思いなどはしっかり取り入れていかないといけないと思って聞かせていただきました。すみません、意見とかいうより感想になってしまって申し訳ないのですが、以上です。
中西会長	ありがとうございます。
事務局 佐原障害福祉 課参事	時間も過ぎていきますので、簡潔にお答えさせていただきます。 まず1つ目の重度障害者の方に対するサービス基盤整備の状況でございます。地域移行についてのご意見をいただきましたが、地域移行が進めばそれだけ地域で支えていくためのサービスが必要になってくるという状況があります。地域移行を考えておられる方は、地域のサービスの状況を踏まえて、今後どう生活したいかというこ

	とを決めていく要素の一つにもなろうかと思いますので、そのあたりについてはしっかりとニーズを把握して、サービスの必要量を考えていきたいと思います。 それから、もう一つの総量規制についてです。国が示しておりますのは、あくまで地域差を是正して全国的に過不足なくサービスが行き渡るようにする、それは全国全ての市町村がそういった視点で取り組むことによって、初めて地域差が是正されるということでございます。ただ、先ほど委員のご意見のように、支給決定の現場でも就労継続支援B型は全国的に伸びております。本当にこの方がやりたい、必要と思っ て就Bを選択されているのか疑問に思うような案件も正直ございます。そういったことを踏まえまして、今後その方にとって本当に必要なサービスは何か、しっかりとアセスメントしながらサービスの支給決定を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。
中西会長	ありがとうございました。何か委員の方どうしても言いたいこととかございますか。拙い司会で申し訳ないですが、議題4についてもこれで終わりにします。最後に「その他」ですね。事務局から何かございますか。
事務局 沖田障害福祉 課計画推進係 員	その他については、特にございません。
中西会長	他の委員さんも特にござせんか。ありがとうございます。 そうしましたら、ご意見がないようでしたら本日はこれで終わりたいと思います。時間が短くなって十分な議論ができなかったかもしれませんが、本日はありがとうございました。 それでは、事務局にお返しいたします。お願いします。
事務局 沖田障害福祉 課計画推進係 員	委員の皆さまにおかれましては、長時間お疲れ様でした。 それでは、事務連絡をさせていただきます。まず、本日の会議録につきましては、事務局で会議録案を作成し、後日委員の皆さまにお送りさせていただきますので、ご確認いただきますようお願いいたします。 次回分科会は、令和8年8月 19 日を予定しております。開催までに改めて案内差し上げますので、よろしくお願いいたします。 それでは、本日はこれにて以上となります。本日は誠にありがとうございました。